

## 上田卸商業協同組合 会館施設利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、上田卸商業協同組合(以下、「当組合」という。)の上田卸会館施設(上田あきんどホール施設。以下、「施設」という。)を、円滑かつ適正に利用していただくために必要な事項を定めたものです。

### (利用申し込み)

第2条 施設を利用(使用)しようとする方(以下、「利用者」という。)は、別に定める「上田あきんどホール(上田卸会館)施設利用申込書」(以下、「利用申込書」という。)を当組合に提出することにより、利用許可を受けていただきます。

2. 利用申し込みは、原則として施設の利用者が直接、主催者として行っていただきます。

### (利用申し込みの審査・受理・利用許可)

第3条 当組合は、利用申込書を審査し、利用申込書の内容が、次条の利用の制限に該当しないと認めるときは申し込みを受理し、書面または口頭により、利用の許可を利用者に通知します。

2. 利用申込書の内容が、次条の利用の制限に該当すると認められるときは、利用申し込みを受理しません。

### (利用の制限)

第4条 当組合は、利用の内容が次の各号に該当すると認めた場合には、施設の利用を許可しません。

- (1) 公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- (2) 反社会的行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき
- (3) 法令、条例及びこの利用規約等に反するとき
- (4) 利用申込書に虚偽の記載があるとき
- (5) 施設等を損傷・滅失するおそれがあるとき
- (6) その他、使節の管理・運営上に支障があると認められるとき

### (施設の利用料金・利用時間)

第5条 施設の利用料金及び利用時間は、別に定める「組合会館施設使用料金表」のとおりです。

### (利用料金の納入)

第6条 利用料金は、利用日の前日までに、現金または指定銀行口座への振込みにより納入していただきます。

ただし、当組合が認めたときは、利用日当日の納入とすることができます。

2. 既納の利用料金は、原則として還付しません。

ただし、施設の管理上の必要等により、当組合が利用の許可を取り消したときは、この限りではありません。

### (利用の変更・取り消し)

第7条 利用の日時、目的、内容等を変更し、または利用を取り消そうとするときは、所定の届出をし、当組合の承認を受けていただきます。

2. 利用の取り消しによるキャンセル料は、別に定める内容にて徴収します。

### (禁止事項)

第8条 当組合は、施設内及び敷地内での下記の行為を禁止します。

- (1) 利用許可・承認を得ていない施設への立入り。
- (2) 火気、危険物その他施設管理上不適切であると認められる物品の持込み。
- (3) 指定場所以外での喫煙。
- (4) 避難口及び避難通路の閉鎖。
- (5) 各施設を破損または汚損する行為。
- (6) 過度の騒音、悪臭、振動を発する行為。
- (7) ゴミ及び持込物の放置。

### (利用者の義務)

第9条 利用者は、前条の禁止事項を遵守してください。

2. 利用者は、業務を適切に遂行できる方を「会場責任者」として選任してください。会場責任者は、利用時間内は施設に常駐し、または、所在を明確にし、施設利用全般について適切な管理を行ってください。

3. 多数の来場者があるときは、利用者が警備担当者等を配置し、事故等の防止に努めてください。

4. 利用者は、利用を終了したときは、施設内を速やかに原状に戻してください。

### (賠償及び免責)

第10条 各施設の利用において、利用者及びその関係者または来場者に起因する損害が発生したときは、利用者に賠償していただきます。

2. 施設の利用に伴う当組合が運営する共同駐車場内及び当組合敷地内における人身事故及び物品などの盗難・破損事故等のすべての事故について、当組合に重大な過失がない限り、当組合は一切の責任を負いません。

### (付則)

この規約は、令和元年9月6日から施行する。

2. この規約の改訂は、上田卸商業協同組合理事会の決定により行う。